



平成 30 年 9 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャストプランニング  
代表者名 代表取締役社長 山本 望  
(コード：4287、JASDAQ)  
問合せ先 取締役 佐久間 宏  
(TEL . 03 - 3730 - 1041)

### 再発防止策並びに関係者処分に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 9 月 11 日付「調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社連結子会社株式会社 JP パワ - の太陽光発電事業の保守・運営に係る支出の一部を鈴木氏が自身の知人の会社を経由して、実質的に鈴木氏自身の管理する銀行口座に還流する行為を行う不正行為について、調査委員会を設置し、本案件の事実関係の確認、不正取引の原因、不正行為の結果支出された金額の特定、不正行為に係る会計処理の状況と過年度決算への影響について調査を実施してまいりました。同日、調査報告書を受領し、その後当該報告書における提言に沿って再発防止策を検討してまいりました。

本日、再発防止策並びに関係者処分を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。株主、投資家、取引先ほか関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 再発防止に向けた改善措置

当社は、調査報告書の調査結果および「調査報告書」に記載された提言を踏まえ、再発防止策として以下のとおり改善して参ります。

##### (1) コンプライアンス意識醸成のための研修等の実施

本件不正行為は、個人的な投資の損失を取り返すことを主たる動機とした、安易な動機による不正事案であり、社長職にある者のコンプライアンス意識が極めて低かったとされています。また、社長職のみならず、他の役員や従業員のコンプライアンス意識を醸成することは、経営トップによるコンプライアンス違反が疑われたときに、これを阻止するための行動・判断につながるものとされていることから、今後、当社グループでは以下を実施してまいります。

##### コンプライアンスの外部講習会の受講

取締役については、取締役の職責に関する外部講習会を受講することを義務化いたします。従業員についても、定期的にコンプライアンスに係る外部講習会を受講することを義務化いたします。

##### コンプライアンスマニュアルの作成と周知徹底

コンプライアンスマニュアルを作成し、周知徹底のため、従業員に対する社内教育体制を整

備いたします。

監査部によるコンプライアンスの整備・運用状況のモニタリング

監査部により、コンプライアンスの整備・運用の実施状況を内部監査し、取締役会および監査役に報告する体制といたします。

(2) 業務執行上の統制が機能する組織作り

本件不正行為は、経営者1名が当社グループの本業とは業務関連性を有しない「社長案件」として、当初は設備投資計画等取締役会の承認を得ていたものの、その後の保守・運用の段階では、当該経営者の偽計により、他の者の関与・承認がなく支払が継続されました。経営者1名のみによる業務遂行は、不正行為の温床になる可能性が高いとされています。

当社グループでは以下を実施してまいります。

例外なき相互監視機能体制

当社グループでは、主たる事業については、複数名が関与し、相互監視するよう事業遂行をこれまで実施しておりますが、今後は、事業の知識・経験が乏しい新規事業を含めて、経営者1名による単独案件を一切認めず、複数名の関与、相互監視を徹底いたします。

間接管理部門によるより精緻な事業の計画収支と実際の収支の比較・確認体制

間接管理部門において、取締役会で共有された事業収支と管理会計上の収支の比較・確認をより精緻に実施するようにし、これらに差異がある場合の原因の調査・確認、是正策の検討・提言をする等、間接的に事業の関与する部門として業務遂行上の統制により寄与する体制を構築いたします。

(3) 外注先選定や外注先支払等に係るプロセスの改善および運用

購買管理規定・稟議規定の改定と社内周知の徹底

外注先選定に関する購買管理規定をより明確に分かりやすく改定して社内に周知徹底するとともに、外注先支払に関する稟議規定の運用を社内に周知いたします。

間接管理部門による外注先支払の費用対効果の分析の精緻化

外注先支払の適切性及び費用対効果等の分析について、現在行われている管理方法をより精緻に実施するように改善いたします。

監査部による外注先選定や外注先支払等に係るプロセスのモニタリング

監査部により、外注先選定や外注先支払等に係るプロセスの運用の実施状況を内部監査し、取締役会および監査役に報告する体制といたします。

(4) 取締役会における協議の充実化

本件不正行為を早期発見できなかった一因として、取締役会において、JP パワ - の太陽光発電事業に関して、正確な事業収支に係る資料が提出されていなかったこと、外注先業者の選定や外注価格の妥当性判断に関する情報共有が不十分であり、必ずしも十分な協議や議論がなされなかったことが挙げられています。今後は取締役会に提出された資料が、偽計もしくは錯誤により作成された資料である可能性があるか否かを管理部門および監査部にて定期的にチェックする体制を整えるとともに、取締役会にて十分な協議及び各取締役の監督監視を可能にする必要十分な資料・情報の提供を各事業セグメント担当の取締役に求めます。

(5) 内部監査の機能強化

当社では、システム監査室にて、各部門および関係会社の業務執行の状況を内部監査を行う体制としてきました。一方で、業務プロセスの運用状況については、例外なく内規に基づき実行されているという過信のもと、システム部門の人員の兼任体制としてまいりました。今後は、法令や内規に基づく業務プロセスの適切性等を監査する内部監査に特化した監査部の専任の担当者は配置するとともに、監査役会との連携を強化してまいります。

(6) 内部通報窓口の機能拡充

当社ではこれまで、取締役を窓口とした内部通報制度を設定しておりましたが、不正行為に関する情報提供がより行われやすいように環境を整備・拡充することを目的として、内部通報窓口として、社外監査役と法律事務所を設定いたします。

(7) 子会社のガバナンスに対する関与のあり方

当社では当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制として、当社の代表取締役は子会社の取締役を兼務し、子会社の代表取締役は、当社の取締役会を兼務し、事業内容の定期的な報告と重要案件について協議を行う体制としてきました。今回の不正行為は、当社の元代表取締役による子会社を利用した不正行為であることに鑑み、子会社の業務プロセスの整備及び運用を当社と同じレベル水準で例外なく行うとともに、今後設置する当社の監査部が定期的に法令や内規に基づく業務プロセスの適切性等を監査する体制といたします。

2. 関係者の処分

平成 30 年 8 月 1 日付「代表取締役及び役員の異動に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、当社元代表取締役鈴木崇宏による当社連結子会社 JP パワ - での不正行為により、取締役会にて解任しました。さらに当社として当社元代表取締役鈴木崇宏の刑事告訴の手続きをとることを決定しております。

以上